

「福祉除雪サービス」とは？

「福祉除雪サービス」は、高齢の方や障がいのある方の世帯を対象に、ご近所の方や地元企業などが地域協力員となつて、間口から玄関先までの除雪をする「地域の支え合い」事業です。

この事業は、本市では平成15年度から本格的に実施され、全区で継続して行われています。

利用対象世帯は、道路に面した一戸建て住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者がおらず、①～④のいずれかに該当する、自力での除雪が困難な世帯です。

- ①70歳以上の方のみで構成されている世帯。
- ②重度(1・2級)の身体障がいのある方のみで構成されている世帯。
- ③70歳以上の方と重度の身体障がいのある方のみで構成されている世帯。
- ④区の社会福祉協議会が特に認める世帯。

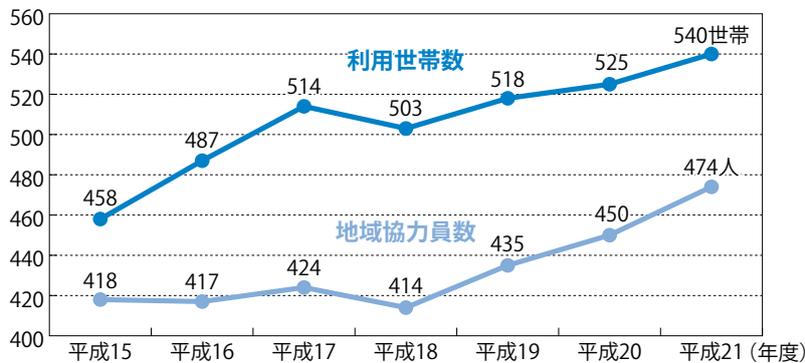


地域協力員には、ご近所の方をはじめ、学校、企業、NPO法人などが登録しています。

除雪の範囲は、道路に面した出入り口部分(間口)がおおむね幅1.5メートル、玄関先までの通路部分(敷地内)がおおむね幅80センチメートル程度です。

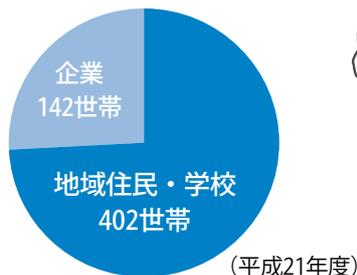


① 南区の利用世帯と地域協力員の数はどうなっているの？



利用世帯と地域協力員の数はともに増加傾向にあり、「福祉除雪サービス」の需要が高まっています。

② 南区の各地域協力員の担当世帯数はどのくらいなの？



※年度途中の地域協力員変更により、一部重複している世帯があります。

南区の全利用世帯のうち、7割以上の402世帯を地域住民・学校が担当しています。これは、全区で最も高い割合となっています。また、地元の企業も142世帯の除雪を担当しており、地域に根ざした活動の輪が広がってきています。

